

国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議規則

〔平成27年4月1日〕
規 則 第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第12条第2項及び国立大学法人鹿屋体育大学通則第23条の規定に基づき設置する国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織するものとする。

- (1) 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則（平成16年規則第4号）第2条第1項第4号に掲げる者
- (2) 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会規則（平成16年規則第5号）第2条第2項及び第3項に掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者
- 2 前項第2号の委員の数は、同項第1号の委員の数と同数とする。
- 3 第2条第1項にかかわらず、法人法第12条第3項の規定に基づき、理事を委員に加えることができるものとする。
- 4 選考会議が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(委員の任期等)

第3条 前条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、経営協議会又は教育研究評議会委員の任期と同一とする。

- 2 前条第3項の委員の任期は、当該理事の在職期間とする。
- 3 委員が学長候補者に応募した場合又は推薦された場合は、委員の職を解くものとする。
- 4 委員に欠員が生じたときは、次の各号により委員の補充等を行うものとする。ただし、前条第3項の規定により委員となった者については、この限りでない。
 - (1) 前条第1項第1号の委員に欠員が生じたとき、欠員となった委員と同数を同条第1項第2号の委員より減じるものとする。
 - (2) 前条第1項第2号の委員に欠員（前号により欠員となった場合を除く。）が生じたとき、欠員となった委員と同数を教育研究評議会において選出し、委員として補充するものとする。

(議長)

第4条 選考会議に、議長を置き、委員の互選によって定めるものとする。

- 2 議長は、会務を総理し、選考会議を代表するものとする。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理するものとする。

(権限)

第5条 選考会議の権限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学長の選考
- (2) 学長の解任に係る文部科学大臣への申出
- 2 選考会議は、前項各号を決定した場合は、速やかに本学学長へ報告するものとする。

3 第1項第2号の規定による申出に関し必要な事項は、別に定める。

(業務執行の確認)

第6条 選考会議は、学長の業務執行の状況について恒常的に確認するものとする。

2 業務執行の確認に関し、必要な事項は別に定める。

(議事)

第7条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないものとする。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。ただし、第5条第1項第2号に係る議決は、出席した委員の3分の2以上とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長の選考に関する議決は、原則として、出席委員の投票により決定するものとする。ただし、出席委員の合議により決定できるときは投票によらないことができるものとする。

4 第3項の投票に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(庶務)

第8条 選考会議の庶務は、事務局総務課において総括し、及び処理するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、選考会議が定めるものとする。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。